

## 平成22年度税制改正要望について

当協会では平成22年度の税制改正について別紙の通りの要望事項を取りまとめ、このたび財務大臣、経済産業大臣、総務大臣等に要望書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

なお、10月20日に経済産業副大臣による税制改正要望のヒアリングを受ける予定になっております。

平成21年10月19日  
日本チェーンストア協会  
広報・生活者担当  
TEL 03-5251-4600  
FAX 03-5251-4601

# 平成22年度税制改正要望

平成21年10月

日本チェーンストア協会

# 平成 22 年度税制改正要望事項について

## 重点要望

### ・定率減税の復活

平成 11 年に景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されました定率減税は、経済状況の改善等から平成 18 年 12 月をもって廃止されました。しかしながら、平成 19 年秋頃からのサブプライム住宅ローン問題等を発端に経済状況は悪化をたどり、昨年のリーマン・ブラザーズ破綻以降は坂道を転げるように経済状況は悪化しています。そうした背景から、失業率は増加する等雇用不安は増大し、賞与を含む収入は大幅に減少しており、生活環境は明るい兆しが見えず、先行の不安感が増すばかりです。こうした状況の中で生活者は、消費を極力抑えた生活防衛を強めている現状にありますが、巷間では、雇用情勢は秋以降さらに悪化すると言われており、消費環境はもとより生活環境全体が我々が過去に経験したことのない状況になることが考えられます。

こうした状況を打破するには、内需を拡大すること、すなわち、生活者が少しでも可処分所得を増やし、閉塞感を払拭し明るい将来を実感することが今の我が国においては最重要課題であります。

そこで、速やかに定率減税を復活させ、少しでもゆとりのある生活環境を整えるべきと考えます。

### ・事業所税の廃止

市町村目的税である事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるとされ、都市の行政サービスと所在する事業所の受益関係により事業所等に課税されています。

本税の目的とする事業内容、費用対効果等についての十分な周知と評価・公表がなされていないことから、納税事業者としては、本税のあり方については疑問を持たざるをえません。のみならず、事業所税は他税との二重三重の課税となっています。さらに、事業所床面積と従業員給与総額が課税標準とされているため、生活者のための店舗を構え地域に雇用の場を提供している小売業に対して過重な負担を強いています。以上から事業所税を速やかに廃止していただきたい。

## 個別要望

### < 国税 >

- 1．パート労働者の非課税限度額（103万円）の引上げ
- 2．法人税率の引下げ及び課税ベース見直し
  - (1) 法人実効税率の引下げ
  - (2) 交際費、寄付金等の損金制度見直し
  - (3) 減価償却制度の見直し
    - ・床張替えの耐用年数の短縮
    - ・少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ  
(10万円未満 20万円未満)
  - (4) 減損会計における減損損失の損金算入
  - (5) 棚卸資産(滞留資産)の評価に伴う税務処理の簡素化
  - (6) 障害者対応設備等の特別償却の対象法人・対象資産の拡大(租税特別措置透明化法を適用していただきたい)
- 3．印紙税の廃止
- 4．地球温暖化対策に対する税制上の優遇措置
- 5．電子申告・電子納税制度の改善

### < 地方税 >

- 1．外形標準課税制度における付加価値割の廃止
- 2．法人住民税における均等割課税方式の是正
- 3．固定資産税における償却資産の課税標準(評価額)の下限(取得価額5%)廃止
- 4．住宅以外の家屋に係る不動産取得税の軽減税率の適用
- 5．納税事務の簡素化等
  - (1) 一括納付の実現
  - (2) 申告に係る書式の統一化
  - (3) 電子申告受け入れ体制の整備

## 個別要望

### <国 税>

#### 1. パート労働者の非課税限度額(103万円)の引き上げ

- (1) 地域に根ざした事業の展開をする流通業界においては、パート労働者は企業経営を支える大切なパートナーです。また、多様な就労形態を望むパート労働者にとって可処分所得が依然減少する中、パート収入の家計に占めるウエイトはますます大きくなっています。こうした現状において、当業界は就労の場として重要な位置付けにあると考えます。
- (2) 当業界は、出店地における雇用状況に大きく貢献しています。現行の非課税限度額(103万円)では、子育て・教育、住宅ローン、保健医療・介護等に要する費用の捻出のために労働時間の制約がある中で働いているパート労働者が、年末にかけて就労調整をせざるを得ない状況にあり、企業とパート労働者との良好な雇用関係の妨げにもなっています。
- (3) 本制度は、パート労働者にとっても当業界にとっても必要な制度であり、ひいては個人消費の喚起にも繋がるものと考えられ、また、多様で良好な雇用環境をより一層整備するためにも必要と考えられるパート労働者の非課税限度額(103万円)を引上げていただきたい。

#### 2. 法人税率の引下げ及び課税ベース見直し

企業における公的負担が増加する中で、経営改善に向けた企業努力が報われ、また、我が国経済の活性化を図っていく上でも国際競争力に耐えうる法人税における税率の引下げ及び課税ベースの見直しが必要と考えます。

##### (1) 法人実効税率の引下げ

国際市場における競争激化の中、アジア諸国のみならず欧州各国においても法人課税に対する負担軽減の動きは顕著である。一方、わが国の法人実効税率は依然として高く、海外企業進出の足枷になっているとも言われています。

こうした状況を踏まえ、わが国経済の活性化を図るには国際競争力の維持・強化は必要不可欠であることから、法人実効税率を国際的な水準まで引下げていただきたい。

##### (2) 交際費、寄付金等の損金制度見直し

地域に密着した当業界においては、交際費は周辺地域に対する地域振興・社会貢献活動の一環としての渉外活動等に要する費用として不可欠なものです。このように、事業活動において最低限必要なものについては経費として損金算入できるよう見直していただきたい。

また、寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき役割の一つである社

会貢献と理解しています。企業が社会奉仕活動に積極的に参画できるよう、かつ、支援を求めている関係者が円滑に活動できることにつながるよう指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただきたい。

### **(3) 減価償却制度の見直し(耐用年数の短縮及び少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ)**

減価償却制度については、平成19年度税制改正において償却限度額及び残存価額が廃止され、一部の耐用年数について見直しが行われました。

しかし、店舗用建物における耐用年数については見直しがされず、当業界のように多様化する消費者ニーズへの対応やグローバル化する経済情勢を肌で受ける当業界にとって現行の39年では実態に即したものとは言えません。一例として、ファッションの短縮化等に即応すべく、床・絨毯等の張替え、カーテンの付け替え等の店舗改装・設備の変更を頻繁に行う必要もあります。

こうした現状を踏まえ、床の張替えにつきまして絨毯等と同様、器具及び備品とみなしていただき耐用年数を3年としていただきたい。

また、少額減価償却資産の損金算入限度額は、平成10年度税制改正において20万円未満から10万円未満に引き下げられましたが、当業界においては少額資産が比較的多く存在することから改正前の20万円未満へ引き上げていただきたい。

### **(4) 減損会計における減損損失の損金算入**

法人税法上、固定資産の評価損は原則、損金不算入とされ、特別の事実がある場合に限り例外的に損金算入が認められています。企業にとって減損会計における固定資産の減損損失は多額となる可能性があります。税法上、損金不算入とされているため企業を運営する上での負担が更に大きくなることから、損金算入できるよう見直していただきたい。

### **(5) 棚卸資産(滞留資産)の評価に伴う税務処理の簡素化**

平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用開始の「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、収益性が低下している場合には、取得価額ではなく正味売却価額への簿価切下げを行います。税務上、低価法を採用している場合には低価法における時価は正味売却価額となり、会計上と税務上の時価は概ね同一のものとされています。

しかし、営業循環過程から外れた滞留資産や処分見込等の棚卸資産については、低価法採用時の期末時価の取扱いに税務と会計に乖離が生じています。

会計上では滞留資産等について帳簿価額をゼロもしくは備忘価額とする処分見込価額までの切下げが認められますが、税務上では期末時価は正味売却価額としており(法基通5-2-11)、処分見込価額は認められません。

このため申告調整等が必要となり申告・納税事務が煩雑となり多大な時間を要しています。こうした負担を軽減・解消するため税務処理の簡素化に向け税務においても 帳簿価額を処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む）まで切り下げる 一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を引き下げることを認めていただきたい。

#### **(6) 障害者対応設備等の特別償却の対象法人・対象資産を拡大するとともに租税特別措置透明化法を適用**

小売業の店舗については公共性が高く、生活者全ての皆様が利用しやすいようバリアフリー化を推進し、エレベーター等の設置を行っていますが、現行の租税特別措置法第46条の2、第68条の31においては、小売業は対象法人になっていません。バリアフリー化の一層の促進に向け対象法人・対象資産を拡大するとともに租税特別措置透明化法を適用していただきたい。

### **3. 印紙税の廃止**

IT化の進展に伴い、カード決済、電子マネーや電子決済等無税の商取引が急速に進んでいる一方で、文書による取引については依然として印紙税が課せられており、取引形態により課税の有無が生じる不合理な状態が続いています。特に、領収書等（17号文書）への課税について、ネット販売と店舗販売との間の課税の有無という不合理として表れています。また、印紙税は消費税との二重課税になると考えられ、この点からも不合理と言えます。

したがって、印紙税の早急な廃止をしていただきたい。

### **4. 地球温暖化対策に対する税制上の優遇措置(税額控除)**

「地球温暖化対策」が求められ中、大都市を中心に「ヒートアイランド現象（高温化）」が進行していると言われていています。「ヒートアイランド現象」の緩和に向け、当協会会員社の店舗等においても屋上緑化、壁面緑化、保水性舗装などの対策を積極的に講じる、また、電力の有効活用の観点からソーラーパネル設置による店舗の省エネルギー化、店舗での電力消費量削減に向け冷凍・冷蔵設備、空調設備などへのサーモスタット機能の付加設備導入などに取り組んでいます。

しかしながら大変厳しい経済状況の下、環境保全に向け多種多様な取り組みを行うことは決して容易なことではありません。

したがって、更なる環境保全の推進に向け地球温暖化対策に対しては税額控除を認めるなど税制上の優遇措置を講じていただきたい。

## 5. 電子申告・電子納税制度の改善

電子申告では、申告等データへ電子署名を行うので「電子証明書」を事前に取得する必要があります。法人の「電子証明書」取得に際しては、法務局（商業登記に基づく電子認証）より取得し、証明期間は3ヶ月から3ヶ月単位で最長27カ月、手数料は期間により異なります。

証明期間内での更新手続きが認められていないため、期間終了ごとに新たな取得が必要となり、その都度申請を行うため空白期間が生じます。

代表者変更の際も変更後でなければ取得できず申請手続きと取得費用が負担となっています。

したがって、申請手続きの簡素化と費用負担軽減のため自動更新を認めていただきたい。

## **< 地方税 >**

### **1. 外形標準課税制度における付加価値割の廃止**

法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割（各事業年度の資本等の金額）、所得割（各事業年度の所得（利益）及び清算所得）と付加価値割（各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益）としており、応益課税として既に負担している法人住民税の均等割との二重課税となっています。

また、実質的な賃金課税と言わざるを得ない本制度は、生活者に廉価で良い商品を提供する店舗運営を行う労働集約型の流通業界にとっては、企業経営を圧迫し、地域雇用にも深刻な影響を及ぼすことになると思料されることから、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

### **2. 法人住民税における均等割課税方式の是正**

法人住民税については、所得に関係なく事業規模及び従業員数を基準に課税されることから、労働集約型の業種には過重となっており、業種間に不均衡が生じています。

また、業態・店舗規模により従業員数にバラツキがあり、現在の事業規模、従業員数の基準では、50人までは41万円が50人を超えると300万円になる等非常に大きな格差が生じています。

したがって、現行50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や従業員1人当たりの均等割額を決め算出する等見直していただきたい。

### **3. 固定資産税における償却資産の課税標準（評価額）の下限（取得価額5%）廃止**

平成19年度税制改正において、国際競争力強化と投資促進を図るため減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額及び残存価額が廃止されました。しかし、償却資産の課税標準の算出においては、依然として資産の取得価額の5%が下限として評価額が算出されており、租税負担は高いままです。減価償却制度見直しの目的である投資促進を図る意味でも評価額の下限を廃止していただき、法人税法の減価償却の算出方法と合致させ課税標準の整合性を図っていただきたい。

### **4. 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の軽減税率適用**

平成20年3月31日までに取得した住宅以外の家屋（店舗・事務所）に係る不動産取得税は3.5%と軽減税率が適用されていましたが、平成

20年4月1日以降に取得した場合は4%の通常税率となっています。経済活性化のためにも軽減税率を適用していただきたい。

## 5. 納税事務の簡素化等

全国展開により広域的に事業活動を行う当業界では、都道府県、市町村ごとの納税事務に多大な負担をかけているため、例えば、下記のような納税事務に関し、早急に簡素化を図っていただきたい。

- (1) 法人住民税の都道府県への一括納付又は企業の本部所在地での一括納付
- (2) 申告に係る書式の統一
- (3) 電子申告に関する自治体の受け入れ体制の整備

以 上